

法第 9 2 条（面積、高さ及び階数の算定）

棟部分を利用した機械室、電気室等の階数

山形ラーメンの棟部分を利用した機械室、電気室等で、当該部分の壁及び床は屋根として要求される構造を有している場合は、当該部分を令第 2 条第 1 項第 8 号の「これらに類する建築物の屋上部分」として扱うことができる。